

意見案第6号

診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書

2016年度は2年に1度行われる診療報酬改定の年に当たる。

財政制度審議会は、2016年度の政府予算編成に向けた建議（意見書）をまとめ、薬価とともに医師の技術料も含めて「マイナス改定が必要」とした。

安心・安全の医療を国民に安定して提供できるようにするためには、医療の質を損なう「マイナス改定」ではなく、むしろ増額が求められている。

医療技術の質を保つために必要な報酬が手当てされなければ、国民は安心して医療機関にかかれず、かかりたい医療が保険から外されてしまえば患者の負担は深刻となる。

診療報酬の引き下げは、医療機関の経営を危機に追い込むこととなる。

また、政府は公立病院への交付税算定基準を許可病床数から稼働病床数に切りかえた。

このことによって、交付税措置額が減少し、僻地、救急医療など不採算部門を担っている公立病院の経営は一層厳しいものとなっている。

医師・看護師不足のために一時的に閉鎖している病床を、将来にわたって閉鎖を固定化する事態も想定される。

道内医療機関における病床削減は、出産のできる医療施設や救急医療の受け入れ施設が減少している現状に、さらに拍車をかけることにもつながりかねず、安心して住み続けることがますます困難になることが予想される。広大で冬期間の積雪・寒冷といった地域の実情を十分踏まえて今後の医療提供体制を議論していくことが肝要である。

よって、国においては、地域の医療需要を満たす医療提供体制を構築するよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 診療報酬の引き下げは行わないこと。
- 2 公立病院の運営に対する地方財政措置の充実・確保を図ること。
- 3 地域の医療需要を満たす医療提供体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
規制改革担当大臣

各通

北海道議会議長 遠藤 連